別記様式（第５条第１項関係）

政務活動費収支報告書

8年　4月　24日

津山市議会議長　岡田　康弘　殿

津山市議会議員　　髙橋　寿治 [redacted]

津山市議会政務活動費の交付に関する条例第５条第１項の規定により，交付を受けた政務活動費について，下記のとおり報告します。

記

1　収　入

政務活動費の前期総額　　600,000円

2　支　出

項　　目	支　出　額	備　　考
調査研究費 要請・陳情活動費	448,400円	調査研究旅費
研　修　費 会　議　費	115,000円	セミナー受講料
広　報　費	210,320円	議会報告等印刷費
広　聴　費	60,000円	「県北サミット」例会費
資料作成費	円	
資料購入費	円	
人　件　費	円	
事務所費	円	
合　　計	833,720円	

(注)備考欄には，主たる支出の内訳を記載すること。

3　残　余

政務活動費の前期総額－支出の総額　600,000－833,720＝－233,720円

（参考様式１）

（　　7　年度）

費目別一覧表

費目名　　調査研究費

年 月 日	支出内容	支出額	備　考
7. 4. 22	調査研究費	93,380 円	
7. 5. 13	調査研究費	59,840 円	
7 .7. 1	調査研究費	93,380 円	
7. 7. 14	調査研究費	49,720 円	
7. 10. 14	調査研究費	57,000 円	
8. 1. 27	調査研究費	55,880 円	
8. 3. 24	調査研究費	39,200 円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
合　計		448,400 円	

※費目ごとに各支出伝票を整理し、その表紙としてご活用ください。

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和７年４月22日～４月25日		
費　　目	(1) 調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	93,380円

支出内容	EDIX（教育総合展）参加

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

様式第４号(第３条関係)

支　払　証　明　書

金　　額　93,380円

(内　訳)

支　　払　　日	7年　4月　22日~25日
支　払　内　容	EDIX（教育総合展）2025参加
支　　払　　先	名称　高橋　寿治 住所　津山市高野山西1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

7年　4月　22日

津山市議会議員　　高橋　寿治　[redacted]

旅費計算書

議員氏名	髙橋　寿治
出張先(内容)	東京:東京ビッグサイト(EDIX教育総合展　参加)
出　張　日	令和7年4月22日～4月25日

日程	行程			交通手段					
月　日	乗車地		降車地	鉄道費(JR) 基本	鉄道費(JR) 特急等	私鉄	航空費	バス賃等	モノレール
4月22日	津山	→	岡山						
〃	岡山	→	品川	11,000	7,100				
〃	品川	→	新橋						
〃	新橋	→	東京ビッグサイト			390			
4月25日	東京ビッグサイト	→	新橋			390			
〃	新橋	→	品川						
〃	品川	→	岡山	11,000	7,100				
〃	岡山	→	津山						
		→							
		→							
	小　計			22,000	14,200	780	0	0	0

合計(単位:円)

36,980	(A)

車賃(自家用車)		→			Km				
		→			Km				
	小　計			0	Km	×20円 (1Kmあたりの単価)	＝	0	円

合計(単位:円)

0	(B)

交通費		(A)＋(B)　＝　36,980 円
宿泊料		14,800 円×　3 日＝　44,400 円
日当	県外	3,000 円×　4 日＝　12,000 円
	県内	1,700 円×　日＝　0 円
合計		93,380 円

上記出張における旅費計上額　93,380 円

（参考様式２）

7年　4月　25日

出　張　報　告　書

津山市議会議員　　髙橋　寿治　[redacted]

出張期間	令和　7年　4月　22日　～　4月　25日
出 張 先	東京ビッグサイト
出張内容	EDIX 教育総合展視察
応 対 者	主催者
概　　要 所　　感	別　紙

EDIX 東京 2025

令和７年４月 23 日～24 日
東京都江東区有明３丁目 11-1
東京ビッグサイト南展示棟

教育分野における日本最大級の展示会「EDIX（エディックス）東京」



教育に関する製品やサービスが出展する教育総合展。今年は３５０社以上のブースで、業務支援、教材・コンテンツ、STEAM 教育、ICT 機器、教育 DX、人材育成・研修、施設・サービスの７つのエリアに分かれていた。

会場内にはさまざまな製品・サービスが展示され、製品を実際に手に取り体験できるブースや、サービスの詳しい説明を聞くことが出来た。また、教育の未来を学び、考えるセミナーも多数開催されていた。





今回は以下の注目ポイントが挙げられる。

1. 教育 DX・AI 活用の加速

・AI や生成 AI を教材作成、採点、問題生成、学習支援などに活用するソリューションが多く出展されていた。たとえば、ソフトバンクブースでは「先生 AI アシスト Lab」など、教材・テストの自動生成や採点支援を行う仕組みを紹介。

・多くのブースで“業務負荷軽減”を意図した校務 DX／業務支援ツールも前面に押し出されており、生成 AI+効率化という組み合わせが目立ちました。

・シャープは「学びの質向上」「充実した学校生活」「先端教育の創出」をテーマに、個別最適化学習支援システム、デジタル教科書連携、英文読解支援 AI 機能などを出展。

津山市においても来年度からタブレットの更新が始まるが、端末をさらに活用していくことを見据えた児童生徒向け、教員向けの最新端末が数多く展示されていた。各社、GIGA 第 1 期の利用方法や故障などの状況を徹底的に分析、教育現場の声を新機種に反映。“GIGA 端末を使ってみよう”という GIGA スクール構想初期から、より良い活用方法を模索する段階にきている NEXT GIGA。丈夫で使いやすい端末であることはもちろん、学習コンテンツやサポート体制など、各社さまざまな特長を打ち出しており、今後の子供たちの学びの環境がさらにより良いものになるという期待が感じられた。

＊個別最適化・適応学習

・中でも関心が高かったテーマの一つが、「一人ひとりに合わせた学び」。AI を用いて理解度に応じた補助教材や演習を提示するシステムが複数見られた。

・ブースで体験型の学びを提供する展示（ロボット、探究型教材、理科実験器具など）も多く、児童・生徒が自ら操作しながら理解を深める形式が目立ってた。

＊校務 DX・教員負荷軽減

・教職員の事務作業・校務業務を ICT／DX 化する動きが強く打ち出されていた。校務システム、出欠・成績管理、保護者連絡、勤務記録などをクラウド化・自動化するツールが多数出展。「校務 DX が進まない理由」をテーマにした講演もあり、教職員の残業時間、ICT 格差、システム浸透の壁など、現場ならではの課題も率直に語られていた。

・NTT グループは、学校ネットワーク整備＋校務 DX をテーマに、WAN・LAN 改善、セキュリティ、クラウド基盤、教職員用・授業用統合端末などの総合ソリューションを展示。

＊自治体・学校事例の紹介

・埼玉県久喜市教育委員会は、「久喜市版未来の教室」と題するセミナーを出展。オンライン授業、不登校支援、データ可視化による個別最適化、STEAM 推進、校務効率化という「4＋1」のコンセプトを提示。

・花まるエレメンタリースクール（「花メン」）の校長によるセミナーもあり、不登校支援や多様な学びのあり方について教育界における問題提起がなされていました。

＊教材・コンテンツ・STEAM・探究学習

・探究学習、プログラミング教材、ロボット・ドローン教材、理科実験キット、メタバース教材などの展示が目立ち、児童生徒が体験できる場としての展示も多くあった。

・デジタル教材、映像教材、インタラクティブ教材、デジタル教科書連携のソリューションも豊富に出展されていた。

今回特に気になったのは、ほぼすべてのブース展示で AI を利用したコンテンツが示されていたこと。生成 AI は、もはや"目新しさ"ではなく、現実に導入・運用を視野に入れた"使える技術"である。時代に取り残されないためにも最先端技術を知り、取り入れる努力は怠ってはならないと強く感じた。









いくつかセミナーも受講したが、中でも印象的だったものを紹介する。

＊学校から社会を変える
～主体性と当事者性がカギ～
（株）今治・夢スポーツ代表取締役会長　岡田武史
教育アドバイザー　工藤慎一
大阪市立大空小学校　初代校長　木村泰子

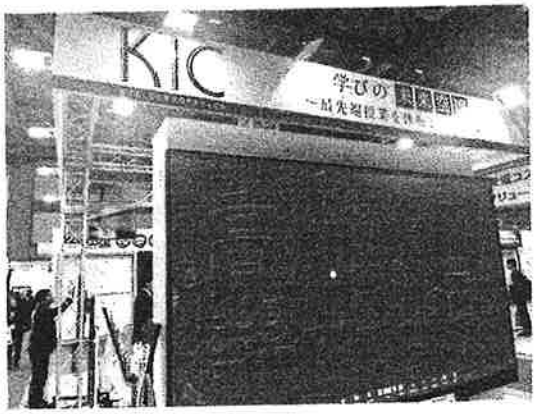
登壇者がそれぞれの立場から、表題のテーマで予定時間を超えてのトークセッションが繰り広げられた。

講演資料をデータでもらえたので添付する。（別紙）









様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和７年５月13日～5月14日		
費　　目	(1) 調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	59,840円

支出内容	東京都：(政治倫理・ハラスメントマスター講座　受講)

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

様式第４号(第３条関係)

支　払　証　明　書

金　　額　59,840円　/

(内　訳)

支　　払　　日	7年　5月13日~14日
支　払　内　容	政治倫理・ハラスメントマスター講座　受講
支　　払　　先	名称　高橋　寿治 住所　津山市高野山西1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

7年　5月　13日

津山市議会議員　　高橋　寿治㊞

旅費計算書

議員氏名	髙橋　寿治
出張先(内容)	東京　(政治倫理・ハラスメントマスター講座　受講)
出　張　日	令和7年5月13日～5月14日

日程	行程			交通手段					
月日	乗車地		降車地	鉄道費(JR) 基本	鉄道費(JR) 特急等	私鉄	航空費	バス賃等	モノレール
5月13日	津山	→	岡山	11,000	7,100				
〃	岡山	→	品川						
〃	品川	→	池袋						
5月14日	池袋	→	品川	280					
〃	品川	→	羽田空港			330			
〃	羽田空港	→	岡山空港				18,160		
〃	岡山空港	→	岡山					1,000	
〃	岡山	→	津山	1,170					
		→							
		→							
	小　計			12,450	7,100	330	18,160	1,000	0

合計(単位:円)

39,040 (A)

車賃(自家用車)		→			Km				
		→			Km				
	小　計			0	Km	×20円 (1Kmあたりの単価)	＝	0	円

合計(単位:円)

0 (B)

交通費		(A)＋(B)　＝　39,040 円
宿泊料		14,800 円× 1 日＝ 14,800 円
日当	県外	3,000 円× 2 日＝ 6,000 円
	県内	1,700 円× 日＝ 0 円
合計		59,840 円

上記出張における旅費計上額　59,840 円

（参考様式２）

7年　5月　14日

出　張　報　告　書

津山市議会議員　　高橋　寿治 [redacted]

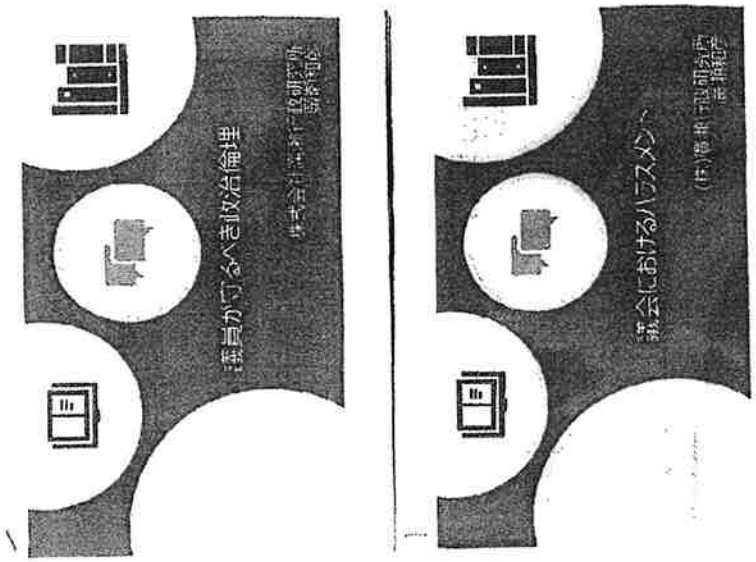
出張期間	令和　7年　5月　14日
出 張 先	東京都豊島区東池袋 1-20-10　としま区民センター
出張内容	政治倫理・ハラスメントマスター講座
応 対 者	（株）廣瀬行政研究所 廣瀬　和彦
概　　要 所　　感	別　紙

政治倫理・ハラスメントマスター講座

令和７年５月１４日 10:00～17:00

東京都豊島区東池袋 1-20-10　としま区民センター

（株）広瀬行政研究所代表取締役　廣瀬　和彦



＊議員が守るべき政治倫理

１．政治倫理とは

道徳よりも法規範に近い

公職にあるもののあっせん行為による利得等の処罰に関する法

―刑法１９７～１９８条①収賄②第三者供賄③加重収賄及び事後収賄④あっせん収賄⑤贈賄

２．政治倫理を規制するメリット・デメリット

３．政治倫理条例における規制項目

① 不正疑惑行為自粛

② 地位利用の金品授受

③ 請負等のあっせん禁止

④ 職員に対する職務執行への不当介入の禁止

⑤ 職員採用等のあっせん禁止

⑥ 道義的批判のある企業献金の自粛

４．政治倫理の対象者

首長、副市長、教育長、議員　―　政治・行政の運営に大きな影響大。一般人の知りえない情報、権限、影響力の不正利用が容易な立場。

５．政治倫理違反への罰則とその限界

懲罰の対象　―　本会議・委員会での言動（正規の議会活動）

政治倫理条例の対象　―　懲罰で対処できない言動（議会外での活動）

6．政治倫理審査会の構成と権限

意義　―　政治倫理基準の遵守をチェックする機関。調査請求権、政治倫理条例の実効性担保

構成員　―　学識経験者及び住民
　　学識経験者・住民・議員　｝条例明記必要
　　議員だけ

7．調査請求権の考え方

原則市民一人以上による請求可能

議員請求権は多数派による議会統制、議会での政争の恐れ

8．問責制度

不祥事に事後的・個別的に対処する仕組み

逮捕・起訴された議員の説明会開催、釈明の機会。住民が直接的・政治的責任を追及する場の保証

9．資産公開制度

10．　その他

＊議会におけるハラスメント

～パワハラ・セクハラについて～

1．ハラスメントとおもな類型

ハラスメント　―　自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動

類型

① パワーハラスメント　―　①優越的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの③労働者の就労環境が害されるもの
　以上すべてを満たす必要　―　労働施策推進法30条の2

② セクシャルハラスメント　―　職場において労働者の意に反する性的な言動により、労働条件に不利益や就労環境が害される　―　男女雇用機会均等法11条

③ マタニティハラスメント　―　上司・同僚からの言動（妊娠・出産、育児休業等に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等の申出・取得した労働者の就業環境が害されること　―　男女雇用機会均等法11条の2、育児介護作業法25条

2．地方議会におけるパワハラ・セクハラの実態

小松島市、藤沢市等で調査。

3．議員同士のハラスメント

関係性　―　優劣関係性なし

4．議員と職員との間のハラスメント

・議員と職員との関係性

議長と議会事務局長　―　法138条5及び7項により、上司部下の関係性無

議員と議会事務局員　―　上司部下の関係性なし。指揮命令・調査依頼に応じる義務なし。

議員と執行機関職員　―　上司部下の関係なし。

5．パワハラ・セクハラの要件と判断基準

① 業務上の必要性があるか否か

② 人格非難か行動に対するアドバイスか

③ 見せしめ的な対応がなされていないか

④ 相手の属性や心身の状況を理解したうえでの指導か

⑤ 長時間・繰り返しになっていないか

6．相談員の設置と議長の役割

7．効果的なハラスメントの予防と適切な対処手法

① ハラスメントの内容、方針等の明確化と周知・啓発

② 行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周知・啓発

③ 相談窓口の設置

④ 相談に対する適切な対応

⑤ 事実関係の迅速かつ正確な確認等

⑥ 被害者に対する適正な措置の配慮

⑦ 行為者に対する適正な措置の実施

⑧ 再発防止措置の実施

⑨ 当事者などのプライバシー保護の周知と実施

⑩ 当事者などのプライバシー保護のための措置の実施と周知

⑪ 相談、協力等を理由に不利益な取り扱い旨の定めと周知・啓発

8．その他

ハラスメント条例制定にあたってのポイント

① 目的・定義　②責務　③研修　④相談窓口　⑤相談員　⑥委員会の設置・運営　⑦処理　⑧対応措置　⑨プライバシー保護・不利益取り扱いの禁止

（所感）

津山市議会においても独立した条例制定が必要と考える。今後さらなる研究を重ね、議員提案へつなげたいと思う。


会議室 502
Meeting Room
2025年 5月 14日 （水）
09:00 - 22:00
地方議会セミナー
（廣瀬講師）


政治倫理・ハラスメント
マスター講座
5月14日(水) in 東京
講師：廣瀬 和彦
10:00~13:00 議員が守るべき政治倫理
1. 政治倫理とは
2. 政治倫理を規制するメリット・デメリット
3. 政治倫理条例における規制項目
4. 政治倫理の対象
5. 政治倫理違反への罰則とその限界
6. 政治倫理審査会の構成と権限
7. 調査請求権の考え方 8. 顕告制度
9. 資産公開制度との関係 10. その他
14:00~17:00 議会におけるハラスメント
~パワハラ・セクハラについて~
1. ハラスメントと主な類型
2. 地方議会におけるパワハラ・セクハラの実態
3. 議員同士のハラスメント
4. 議員と職員との間のハラスメント
5. パワハラ・セクハラの認定と判断基準
6. 刑法典の役割と議会の役割
7. 効果的なハラスメントの予防と適切な対処手法
8. その他
廣瀬行政研究所

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和７年７月１日～７月４日		
費　　目	(1) 調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	93,380 円

支出内容	自治体・公共 week2025　視察旅費

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

様式第４号(第３条関係)

支　払　証　明　書

金　　額　93,380円

(内　訳)

支　　払　　日	７年　７月１日~４日
支　払　内　容	自治体・公共 WEEK2025 参加
支　　払　　先	名称　高橋　寿治 住所　津山市高野山西 1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

７年　７月　１日

津山市議会議員　　高橋　寿治　[redacted]

旅費計算書

議員氏名	髙橋　寿治
出張先(内容)	東京：東京ビッグサイト（自治体・公共Week2025　参加）
出　張　日	令和7年7月1日～7月4日

日程	行程			交通手段					
月　日	乗車地		降車地	鉄道費(JR) 基本	鉄道費(JR) 特急等	私鉄	航空費	バス賃等	モノレール
7月1日	津山	→	岡山	11,000	7,100				
〃	岡山	→	品川						
〃	品川	→	新橋						
〃	新橋	→	東京ビッグサイト			390			
7月4日	東京ビッグサイト	→	新橋			390			
〃	新橋	→	品川	11,000	7,100				
〃	品川	→	岡山						
〃	岡山	→	津山						
		→							
		→							
	小　計			22,000	14,200	780	0	0	0

合計(単位:円)　36,980　(A)

車賃（自家用車）		→			Km				
		→			Km				
	小　計			0	Km	×20円（1Kmあたりの単価）	＝	0	円

合計(単位:円)　0　(B)

交通費		(A)＋(B)　＝	36,980 円
宿泊料		14,800 円× 3 日＝	44,400 円
日当	県外	3,000 円× 4 日＝	12,000 円
	県内	1,700 円× 日＝	0 円
合　計			93,380 円

上記出張における旅費計上額　93,380 円

（参考様式２）

７年　７月　４日

出　張　報　告　書

津山市議会議員　　髙橋　寿治 [redacted]

出張期間	令和　７年　７月　１日　～　７月　４日
出 張 先	東京ビッグサイト
出張内容	公共・自治体 WEEK2025 視察
応 対 者	担当者
概　　要 所　　感	別　紙

公共自治体 week2025

令和７年７月２日~4 日
東京都江東区有明３丁目 11-1
東京ビッグサイト南展示棟

国内最大級の自治体・公共機関向け専門展「自治体・公共 Week」が開催され、全国から多くの自治体関係者が集結。

「地方創生」「自治体 DX」「スマートシティ」「地域防災」など、７つの専門展が連携、一つの巨大なプラットフォームを形成している。来場者は自身の担当領域を深掘りしながらも、隣接分野の最新動向を吸収し、部署横断的な課題解決の糸口を見つけ出すことがでる。



今回創設された地域福祉 EXPO では、高齢者・障害者支援、健康・ヘルスケアといった出展ブースが置かれていた。あるブースでは、認知症予防やリハビリに関心のある地方公共団体、高齢者施設などに向けたデジタル認知機能チェックツール「脳体力トレーナーCog Evo」を展示。タブレット端末を使った体験コーナーが人気を集めていた。認知機能の「見える化」によって、衰えの「気づき」を予防行動につなげてもらう狙いがあり、全国 80 を

超える地方公共団体で導入実績があるという。

また違うブースでは「健康なら旅行にも行ってもらえる。楽しみながら手早く認知機能チェックがでる」との展示。

島根県松江市のブースでは、施設のバリアフリー整備状況と位置情報を提供する「バリアフリーマップサービス」を紹介。検索機能の追加や提供情報の充実により拡充利便性を高めるとともに、利用者が登録内容の不備を匿名で通報できる仕組みを導入するなど、利用者目線の工夫が施されている。鳥取県ではこのサービスの運用により、登録施設数が約 3,000 件から約 5,000 件へと大幅に増加。第 1 バリューデリバリー部の西村哲哉マネージャーは「精度の高いバリアフリー情報を行政と利用者が共有し、安心・安全を担保する。全国各地に使いやすいバリアフリーマップが整備され、誰もがどこへ出かけても気兼ねなく利用できるようになれば」と期待していた。





自治体 DX 展（第 5 回 自治体 DX 展）

・自治体の DX・デジタル化支援 を主題とし、LGWAN-ASP サービス、基幹系システムのクラウド化、情報セキュリティ、DX 人材支援、業務効率化ソリューションなどが出展対象。

・2025 年は約 400 社が出展という公開案内があり、規模も相応に大きく設定されていた。

・窓口業務の DX・非来庁型申請や Bot Express のように、来庁せずに申請や相談をできる仕組みを展示する企業が目立った。

・クラウド基盤・認定インフラ：さくらインターネットのクラウド基盤（ガバメントクラウド）など、基盤インフラを自治体用途に向けて訴求する展示。

・周辺サービスとの組み合わせ：DX を単体で訴えるよりも、通信、情報発信、クラウド、UI/UX、セキュリティといくつもの要素を組み合わせた提案が目立ったようです.

スマートシティ EXIPO

スマートシティ推進 EXPO は、都市・地域レベルでの先進技術・政策連携を対象とし、以下のような特設ゾーン構成が確認されています。

- MaaS・ライドシェア推進ゾーン
- 防犯 DX ゾーン

- ゼロカーボンシティ & グリーンインフラ推進ゾーン

この構成から、移動、環境、都市インフラ、セーフシティ技術などが主要展示テーマ。

地域防災 EXPO

地域防災 EXPO は、自治体や公共機関が抱える防災・災害対策課題をテーマとした展示エリア。

この防災分野では、被災対応、訓練支援、監視・センシング、防災情報システム連携等が出展テーマとして重視されていたと考えられます.

地方創生 EXPO

観光振興、地域資源活用、関係人口創出、地域ブランド強化、地域人材育成といったテーマを扱う展示会。

地方創生 EXPO では、地域資源・観光・データ利活用・住民参加型まちづくりを軸とする展示が目立っていた。





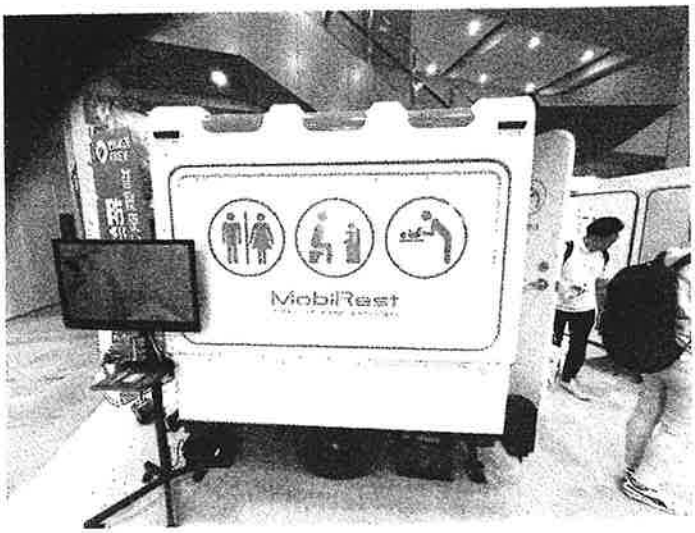




今回は頻発する様々な災害に対応するための機器、連絡手段、避難所対応移動式トイレなどの展示が目を引いた。


MOPLUS
モビリティで
社会に活力を
プラスする
MOPLUS


ISUZU
走行までみえるカーボンニュートラルの未来
EV
ISUZU


MobilRest


MobiRest


岐阜県可児市と共同開発
Sumi Gocochi
KANI CITY


TOPPAN
住民サービス
TOPPAN

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和７年７月14日～７月15日		
費　　目	①　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	49,720円

支出内容	福岡市：(事例で考える議会運営のポイント　受講)

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

様式第４号(第３条関係)

支　払　証　明　書

金　　額　49,720円

(内　訳)

支　　払　　日	7年　7月14日~15日
支　払　内　容	事例で考える議会運営のポイント　セミナー受講
支　　払　　先	名称　高橋　寿治 住所　津山市高野山西1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

7年　7月　14日

津山市議会議員　　高橋　寿治㊞

旅費計算書

議員氏名	高橋　寿治
出張先(内容)	福岡市　(事例で考える議会運営のポイント　受講)
出　張　日	令和7年7月14日～7月15日

日程	行程			交通手段					
月　日	乗車地		降車地	鉄道費(JR) 基本	鉄道費(JR) 特急等	私鉄	航空費	バス賃等	モノレール
7月14日	津山	→	岡山	8,360					
〃	岡山	→	博多		5,890				
〃	博多	→	天神			210			
7月15日	天神	→	博多			210			
〃	博多	→	岡山	8,360	5,890				
〃	岡山	→	津山						
		→							
		→							
		→							
		→							
	小　計			16,720	11,780	420	0	0	0

合計(単位:円)

28,920 (A)

車賃 (自家用車)		→			Km				
		→			Km				
	小　計			0	Km	×20円 (1Kmあたりの単価)	＝	0	円

合計(単位:円)

0 (B)

交通費		(A)＋(B) ＝	28,920 円
宿泊料		14,800 円× 1 日＝	14,800 円
日当	県外	3,000 円× 2 日＝	6,000 円
	県内	1,700 円× 日＝	0 円
合計			49,720 円

上記出張における旅費計上額　**49,720** 円

（参考様式２）

7年　7月　15日

出　張　報　告　書

津山市議会議員　　髙橋　寿治 [redacted]

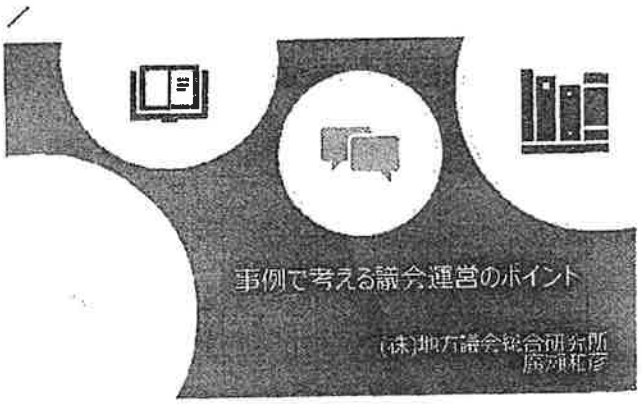
出張期間	令和　7年　7月　15日
出 張 先	福岡県福岡市中央区天神 1-1-1　アクロス福岡
出張内容	事例で考える議会運営のポイント
応 対 者	（株）廣瀬行政研究所 廣瀬　和彦
概　　要 所　　感	別　紙

事例で考える議会運営のポイント

令和７年７月15日　10:00~17:00

福岡県福岡市中央区天神1-1-1　アクロス福岡

(株) 広瀬行政研究所　代表取締役　廣瀬　和彦



1．突然提出された動議の取り扱い

・動議　―　議案以外のもので、会議の意思決定を求める提案　３人以上の賛成者
事実上事前報告
成立は議長の議題宣告　議長は会期中に議題とする義務あり
修正は不可。修正動議提案により可

・提案方法　―　①原則口頭発議　②案を備える必要なし

・議事進行発言　―　議長は必ず取り上げる必要なし
議題に直接関係、直ちに処理する必要性（規則５８条）

・緊急動議　―　緊急性があり、直ちに議題を求めるもの
法、規則上規定なし　内容を精査し緊急性の有無を判断

・種類　―　懲罰動議、議長不信任動議等独立動議　―　規則161条委員会付託が義務
①　会議に付随する　②議事に付随するもの　③選挙に付随　④その他
など独立以外の動議
独立の動議は日程追加必要

2．不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い

・不穏当発言　―　良識を有する者が発言しない発言　法132条　規則151条
取り消し動議は違法
取り消し要求動議は適法
議長による取り消し命令は会期中可能法129条　―　発言を取り消すもので、発言自体が取り消されるものではない
発言取り消し　―　議会で許可されれば、当該発言は最初からなかっ

たことになるが、発言議員の責任は消滅しない

・不規則発言　―　議長の許可に基づかない発言

3．議長不信任決議の先決性判断とその対処方法

・法に基づかない決議　－　事実上の効果のみ。議長の自主判断

・先決性　―　議会構成に関係のため先決性あり

先決案件にすると他の案件採決できない可能性あり

4．外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い

・質問範囲　―　規則62条、一般事務範囲に限る法2条

法99条の意見書提出で対応

・3セク・一組への質問　―　自治体事務範囲外のため原則できない

例外は予算の支出に対する適正かどうかは可

・外交問題等国の事務　―　発言通告時議長の不許可とすることが重要

議場での質問時、注意禁止の議事運営必要

5．条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い

・地方自治法117条　―　議員、配偶者、2親等の血族の一心上に関する事件、従事する業務の利害関係事件には参与できない

議会の同意があった場合は、出席、発言できる

6．事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い

・常任委員会同一性　―　条例改正により改正前後で同一の性質かどうか

7．会議時間の変更手法

・会議時間　―　適法に会議を行うことのできる時間

議長の宣告により開議。閉議時間が閉議　規則9条

開議、閉議の変更可　規則9条2,3項

8．兼業禁止かどうかの判断

・法92条2　―　議員が役員の法人と自治体間で一定の請負関係禁止

指定管理施設との取引は請負に非該当

法人への補助金交付は関係なし

9．質問・質疑の省略の是非

・終結動議　―　登壇希望者が多数の場合、一定数の質問・質疑終了時点で終了動議

規則60条

・省略の動議　―　最初から行わないことは議会の本質に反する不適法

10. 事前審査かどうかの判断

・事前審査　―　定例会提出予定の議案を閉会中委員会や全協で審査

・判断基準　―　実質的な質疑や意見を述べること

11. 発言の訂正・撤回の判断基準　規則65条

・取消　―　議会の許可

・訂正　―　議長許可

12. 審査予定表と休会の取り扱い

・①法 4 の 2　②規則 10 条 2　③自然休会

・休会中開議　―　規則 10 条 3 項、4 項、法 114 条 1 項

・審議予定表　―　可能

13. 議事日程・審査日程の変更取り扱い

・議長のみで作成　―　法 109 条、規則 20 条

14. 会議録署名議員の欠席時の取り扱い

・会議録　―　会議の唯一の公文書　規則 88 条

・署名議員欠席時　―　法 123 条追加指名

15. 発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求

・規則 87 条　―　取り消した発言は掲載しない

・会議録原本　―　開示請求により開示義務

16. 委員外議員の活用と留意点

・意義　―　委員会の独立性は確保しつつ委員会機能充実

・質疑　―　可能

・議長　―　各委員会への出席可能。発言可能

・副議　―　法上自由出席の権限なし。委員外議員の手続き

17. 確定日付ある議員辞職願の取り扱い

・議員辞職　―　法 126 条、規則 147 条

・手続き　―　議長（議会）の許可。確定日付到来時

18. 議事と議決の定足数の捉え方

・法 113 条　―　議員定数の半数以上の出席で開議可能

19. 継続審査・調査の期間と手続き

・会規不継続原則の例外　―　法 19 条 8 項、規則 111 条

20. オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い

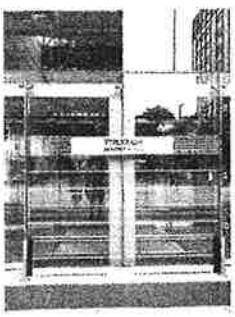
・一般質問　―　法 113 条、116 条「出席」規定

・委員会　―　法 109 条 9 項条例性手により可能

会期？

21.その他





（所感）
議員は制度の中でしか活動ができない。地方自治法と議会会議条例・規則を熟知する必要があり、常に開ける状況にしておく必要性を感じた。

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和７年10月14日～15日		
費　　目	(1) 調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	57,000円

支出内容	福岡市：(議会におけるハラスメント　受講)

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

様式第４号(第３条関係)

支　払　証　明　書

金　　額　57,000円

(内　訳)

支　　払　　日	7年　10月　14日
支　払　内　容	セミナー受講
支　　払　　先	名称　高橋　寿治 住所　津山市高野山西1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

7年　10月　14日

津山市議会議員　　高橋　寿治　[redacted]

旅費計算書

議員氏名	高橋　寿治
出張先(内容)	東京　(議会におけるハラスメント　受講)
出　張　日	令和7年10月14日～10月15日

日程	行程			交通手段					
月　日	乗車地		降車地	鉄道費(JR) 基本	鉄道費(JR) 特急等	私鉄	航空費	バス賃等	モノレール
10月14日	津山	→	岡山						
〃	岡山	→	品川	11,000	7,100				
〃	品川	→	池袋						
10月15日	池袋	→	品川						
〃	品川	→	岡山	11,000	7,100				
〃	岡山	→	津山						
		→							
		→							
		→							
		→							
	小　計			22,000	14,200	0	0	0	0

合計(単位:円)

36,200 (A)

車賃 (自家用車)		→			Km				
		→			Km				
	小　計			0	Km	×20円 (1Kmあたりの単価)	＝	0	円

合計(単位:円)

0 (B)

交通費		(A)＋(B) ＝	36,200 円
宿泊料		14,800 円× 1 日＝	14,800 円
日当	県外	3,000 円× 2 日＝	6,000 円
	県内	1,700 円× 日＝	0 円
合計			57,000 円

上記出張における旅費計上額　57,000 円

（参考様式２）

7年　10月　15日

出　張　報　告　書

津山市議会議員　　髙橋　寿治　[redacted]

出張期間	令和　7年　10月　15日
出張先	東京都豊島区東池袋としま区民センター
出張内容	議会におけるハラスメントセミナー受講
応対者	（株）廣瀬行政研究所
概要 所感	別　紙

ハラスメントの基礎・条例制定講座

令和７年10月15日 10:00～16:30

東京都豊島区東池袋1-20-10　としま区民センター404

(株) 広瀬行政研究所代表取締役　廣瀬　和彦

＊議員が知るべきハラスメントの基礎知識

1. ハラスメントと主な類型（パワハラ・セクハラ・マタハラ・カスハラ）

・ハラスメント　―　自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しきを与える行動

→　刑事、民事及び道義的責任を負うことになる

① パワーハラスメント　―　①優越的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの③労働者の就労環境が害されるもの
以上すべてを満たす必要　―　労働施策推進法30条の2

② セクシャルハラスメント　―　職場において労働者の意に反する性的な言動により、労働条件に不利益や就労環境が害される　―　男女雇用機会均等法11条

③ マタニティハラスメント　―　上司・同僚からの言動（妊娠・出産、育児休業等に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等の申出・取得した労働者の就業環境が害されること　―　男女雇用機会均等法11条の2、育児介護作業法25条

④ カスタマーハラスメント　―　職場での顧客、取引先等事業に関係する者の発言が社会通念上今日範囲を超えたもの　→　事業者は必要な体制整備を講じなければならない

2. 地方議会におけるハラスメントの実態

・議員から職員への言動が多い

3. 議員同士のハラスメント

関係性　―　優劣関係性なし
しかし、当選回数、役職、会派内の立場により優劣あり

4. 議員と職員との間のハラスメント

・議員と職員との関係性

議長と議会事務局長　―　法138条5及び7項により、上司部下の関係用無

議員と議会事務局員　―　上司部下の関係性なし。指揮命令・調査依頼に応じる義務なし。

議員と執行機関職員　―　上司部下の関係なし。

5. 議員と有権者の間のハラスメント

6.ハラスメントの要件と判断基準

7.ハラスメント防止に当たっての措置

① ハラスメントの内容、方針等の明確化と周知・啓発
② 行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周知・啓発
③ 相談窓口の設置
④ 相談に対する適切な対応
⑤ 事実関係の迅速かつ正確な確認等
⑥ 被害者に対する適正な配慮の措置
⑦ 行為者に対する適正な措置の実施
⑧ 再発防止措置の実施
⑨ 当事者などのプライバシー保護の周知と実施
⑩ 当事者などのプライバシー保護のための措置の実施と周知
⑪ 相談、協力等を理由に不利益な取り扱い旨の定めと周知・啓

8．その他

＊ゼロから学ぶ！議会ハラスメント防止条例のつくり方

1. 地方議会におけるハラスメント防止条例の制定状況

・3県、72市区、59町村

2. 議会におけるハラスメント条例のポイント

（1）条例の構成

① 目的・定義②責務③研修④相談窓口⑤相談員⑥委員会の設置・運営⑦処理⑧対応措置⑨プライバシー保護・不当利益の取り扱い

・条例規定手法 ― 単独条例としての規定が望ましい

（2）目的

・目的を明確にする必要あり → 立法の動機を規定

・ハラスメントの防止・根絶のみを目的 ・住民から信頼される品格のある議会実現のため ・男女共同参画の推進・住民の政治参画の推進に寄与 ・議員及び職員が尊重された職場環境の確立

（3）条例の対象者

・主体 ― ①議員 ②首長、特別職 ③職員 ④有権者

条例で最も多い対象者は議員のみ

（4）ハラスメントの定義

・法で定義づけられているハラスメントに限定するかどうか

（5）責務

・責務規程の対象者 ― 議員及び議長

議員及び住民

・責務の規定内容 ― ・人格尊重した誠実、公正な言動を行い律する ・他社のハラスメ

ント言動に対する指摘、報告　・疑義に対する説明責任　・根絶への努力　・相談者、協力者への不利益取り扱い禁止

（6）研修

施する　―　条例においても特にセクハラにおける研修実施は義務（毎年実施必要なし）

（7）相談窓口・相談員

・体制作りは非常に重要

・相談方法　―　①相談窓口　②議長への申し出　③他者からの報告

・相談窓口　―　議長、議会事務局又は執行部職員、弁護士等専門的知見有識者、職員又は専門的知見有識者　―　条例で規定、複数、女性参加

（8）調査協議機関

・議員のみ　・外部有識者のみ　・有識者と職員、議員　・議員又は職員　・相談員が兼務

・機関の構成を明記しない例もあり

（9）意見諮問機関

・対応に第三者の意見を諮問する機関設置　―　学識経験者等第三者に対する諮問、意見聴取

（10）ハラスメント違反に対する措置

・調査協議機関による措置の答申の是非　―　機関に措置答申までの権限を与え、その答申を議会が判断することがより良いと考えるられる

・罰則規定の条例規定　―　懲罰対象とはできない
条例に刑事罰規定は困難

・条例規定における措置　―　対象議員の氏名公表、問責決議

（11）プライバシーの保護・不利益取り扱いの禁止

・秘密会以外法的に秘密性保持は担保できない　―　秘密漏洩に懲罰等法的責任困難

→　罰則は無理だが、政治的・道義的責任の事実上措置を条例で規定は可能

（12）第三者によるハラスメントの指摘・報告

・当事者間のみではなく第三者からの指摘、報告義務を課すと適切な対処に有効

（13）その他

・必要に応じ調査を行うことを条例で規定

（所感）

議会におけるハラスメントは構造的に発生しやすいこと、また法的上下関係がない特殊性から、一般の職場以上に明確なルールと組織的対応が必要であることを確認した。

条例制定に当たっては、理念の明確化と実効性の担保、特に相談体制と第三者性の確保が重要である。

今後は、単なる規定整備にとどまらず、議員の意識改革と継続的な研修の実施が不可欠と思われる。

議会におけるハラスメント
～市民に信頼される議会を作る～

10月15日(水)　in 東京

◇10:00～12:45
議員が知るべきハラスメントの基礎知識

1. ハラスメントと主な類型（パワハラ・セクハラ・マタハラ・カスハラ）
2. 地方議会におけるハラスメントの実態
3. 議員同士のハラスメント
4. 議員と職員との間のハラスメント
5. 議員と有権者の間のハラスメント
6. ハラスメントの要件と判断基準
7. その他

◇13:45～16:30
もう待ったなし！議会ハラスメント防止条例のつくり方

1. 地方議会におけるハラスメント防止条例の制定状況
2. 議会におけるハラスメント条例のポイント
 (1) 条例の対象者
 (2) 相談窓口・相談員
 (3) 調査・協議機関
 (4) ハラスメント違反に対する措置
 (5) プライバシーの保護・不利益取り扱いの禁止
 (6) 第三者によるハラスメントの指導・報告
 (7) その他



講師：**廣瀬 和彦**
【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元金沢市議会議長会法制参事】

(株)廣瀬行政研究所



様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和 8年 1月 27日		
費　　目	(1) 調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	55,880 円

支出内容	東京：議員のコンプライアンスとハラスメント条例セミナー受講

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

様式第４号(第３条関係)

支　払　証　明　書

金　　額　55,880円

(内　訳)

支　　払　　日	８年　１月27日
支　払　内　容	議員のコンプライアンスとハラスメント条例　受講
支　　払　　先	名称　高橋　寿治 住所　津山市高野山西1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

８年　１月　27日

津山市議会議員　　高橋　寿治　[redacted]

旅費計算書

議員氏名	高橋　寿治
出張先(内容)	東京 （議員のコンプライアンスとハラスメント条例の作り方　受講）
出　張　日	令和8年1月27日～1月28日

日程	行程			交通手段					
月　日	乗車地		降車地	鉄道賃(JR) 基本	鉄道賃(JR) 特急等	私鉄	航空賃	バス賃等	モノレール
1月27日	津山	→	岡山						
〃	岡山	→	品川	11,000	7,100				
〃	品川	→	池袋						
1月28日	池袋	→	品川	280					
〃	品川	→	羽田空港			330			
〃	羽田空港	→	岡山空港				14,200		
〃	岡山空港	→	岡山					1,000	
〃	岡山	→	津山	1,170					
		→							
		→							
	小　計			12,450	7,100	330	14,200	1,000	0

合計(単位:円)　35,080　(A)

車賃(自家用車)									
		→			Km				
		→			Km				
	小　計			0	Km	×20円 (1Kmあたりの単価)	＝	0	円

合計(単位:円)　0　(B)

交通費		(A)＋(B) ＝	35,080 円
宿泊料		14,800 円× 1 日＝	14,800 円
日当	県外	3,000 円× 2 日＝	6,000 円
	県内	1,700 円× 日＝	0 円
合計			55,880 円

上記出張における旅費計上額　55,880 円

（参考様式２）

８年　１月　２８日

出　張　報　告　書

津山市議会議員　　髙橋　寿治 [redacted]

出張期間	令和　８年　１月　２８日
出 張 先	東京都豊島区西池袋　池袋産業振興会館
出張内容	議員のコンプライアンス・ハラスメント防止条例セミナー
応 対 者	（株）廣瀬行政研究所
概　　要 所　　感	別　紙

議員コンプライアンス

令和８年１月28日　10:00~13:00

東京都豊島区西池袋２－３７－４

池袋産業振興会館

講師：(株) 広瀬行政研究所　弁護士 太田椎幸

1　研修の目的

地方議員は住民の代表として大きな影響力を持つ立場であり、その行動や発言は行政運営や地域社会に大きな影響を与える。

本研修では、議員として遵守すべきコンプライアンスについて、以下の内容を中心に法律や具体事例を交えながら学び、議員としての適切な行動や注意点を理解することを目的として開催。

主な内容は以下のとおりである。

- 不当要求・行政への介入の防止
- 政治腐敗と収賄・あっせんの問題
- 政務活動費の適正使用
- ハラスメントの防止
- 名誉毀損・侮辱などの権利侵害
- 個人情報の保護
- 著作権の取り扱い
- 寄附禁止など住民との関係

2　研修内容

(1) 不当要求・行政への介入の防止

議員は行政に対し意見を伝える役割を持つが、その行為が不当な口利きや圧力とならないよう注意が必要である。

多くの自治体では政治倫理条例において

- 行政手続き
- 契約
- 補助金
- 職員の採用や昇進

などについて、特定の企業や個人の利益のために影響力を行使することを禁止している。

不当要求の具体例

次のような例が紹介された。

- 親族を公立病院に優先入院させるよう働きかける
- 職員採用や昇進で特定人物を推薦する
- 補助金や契約で特定業者を優遇するよう依頼する

- 指定管理者を特定事業者にするよう要求する

これらの行為は

- 行政の公正性を損なう
- 職員に対するハラスメントになる

という理由から許されない。

正当な要望との違い

議員が住民の声を行政へ伝えること自体は禁止されているわけではない。

しかし、

「正当な理由なく特定の者だけを特別扱いする要望」

は不当要求と判断される可能性がある。

(2) 政治腐敗（収賄・あっせん）

議員も場合によっては収賄罪などの対象になる。

収賄の例

例えば、

- 業界の利益になる条例修正を行い
- その後に謝礼金を受け取った

場合は収賄罪となる可能性がある。

あっせん収賄

議員が行政職員に対し

- 情報漏洩
- 契約・入札の便宜

などを働きかけ、その対価として利益を受け取ると処罰される。

近年でも自治体議員が検挙される事例があり、十分な注意が必要である。

業者との過度な関係

業者との交流が深まり

- 会食
- 接待
- 便宜依頼

が重なると、不正行為につながる危険性がある。

議員としては

「地位を利用した金品授受」

を行わないことが重要である。

(3) 政務活動費の適正使用

政務活動費は住民訴訟の対象となることが多く、適正な使途と証拠管理が非常に重要であ

る。

住民訴訟

政務活動費の不正使用が疑われる場合、市民が監査請求や住民訴訟を起こすことがある。

その際、議員側は

- 支出の必要性
- 使途の適正

を証明する必要がある。

按分（あんぶん）

政務活動と政治活動・個人活動が混在する場合は、経費を分けて計算する必要がある。

例

広報誌の内容が

- 政務活動 30%
- 政党活動 70%

の場合

政務活動費として認められるのは

費用の 30%のみとなる。

人件費

補助職員の給与についても

- 勤務記録
- 業務内容

などを記録しておくことが必要とされる。

(4) ハラスメントの防止

議員と職員の関係は上下関係ではないが、議員の立場は職員にとって心理的に強い影響力を持つ。

そのため、議員の言動がパワーハラスメントと評価される可能性がある。

パワハラの 3 要件

1. 優越的関係を背景とした言動
2. 業務上必要かつ相当な範囲を超える行為
3. 職員の就業環境を害する行為

典型的なパワハラ例

- 暴言や侮辱
- 長時間の叱責
- 無理な資料要求
- 深夜まで職員を拘束
- 私的用事の強制

防止のポイント

- 人格否定をしない
- 感情的な発言を控える
- 相手の説明を聞く

ハラスメントは

- 職員の精神的被害
- SNS での批判
- 民事訴訟

など議員本人にも大きなリスクとなる。

(5) 議員の発言と権利侵害（名誉毀損・侮辱）

議員は地域社会で影響力のある立場であるため、発言には特に注意が必要である。

名誉毀損

刑法では

事実を公然と示し、人の社会的評価を低下させた場合

は名誉毀損となる。

たとえ事実であっても処罰される可能性がある。

SNS のリスク

- 個人攻撃
- 差別発言
- ヘイトスピーチ

などは社会的批判だけでなく法的責任を問われる可能性がある。

議員は特に

- ジェンダー
- 障害
- 外国人
- 犯罪被害者

などに関する発言に注意が必要である。

(6) 個人情報の保護

議員活動の中で多くの個人情報を扱うため、管理には十分注意する必要がある。

個人情報漏洩の例

- 傍聴者名簿の提供
- 情報公開請求者の名前の漏洩
- 学生のメールアドレスを政治活動に使用

SNS による漏洩

例

- 写真の背景に資料が映り込む
- 支援者の自宅が特定される投稿

なども問題になる可能性がある。

(7) 著作権の取り扱い

研修資料や新聞記事などを使用する際には著作権への配慮が必要である。

注意点として

- 出版物のコピー配布
- 新聞記事の転載
- ネット画像の使用

などは著作権侵害になる可能性がある。

使用する場合は

- 許諾を得る
- 引用ルールを守る

ことが必要である。

(8) 住民との関係と寄附禁止

公職選挙法では、政治家の寄附を原則禁止している。

寄附に該当する例

- 金銭や物品の提供
- 行事への寄付
- 無償サービス
- トロフィーの提供

など。

禁止例

- カレンダー配布
- お盆の線香配布
- 支援者への飲食提供

例外

以下の場合は認められる。

- 親族への贈り物
- 政党への寄附
- タウンミーティングの必要経費

また葬儀の香典は

本人が出席して渡す場合のみ

罰則の対象外となる。

3　所感

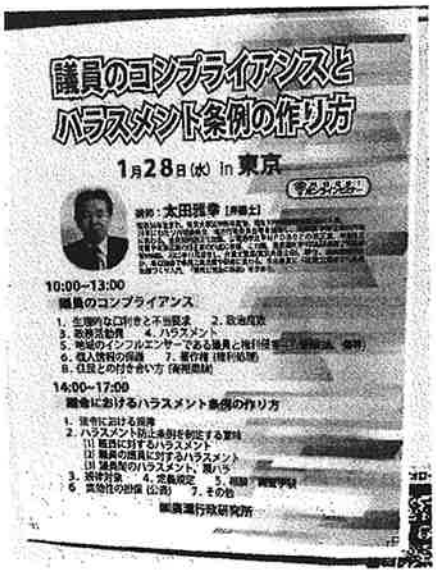
本研修では、議員としての活動が法律や倫理の面からどのように評価されるのかを具体的事例を通じて学ぶことができた。

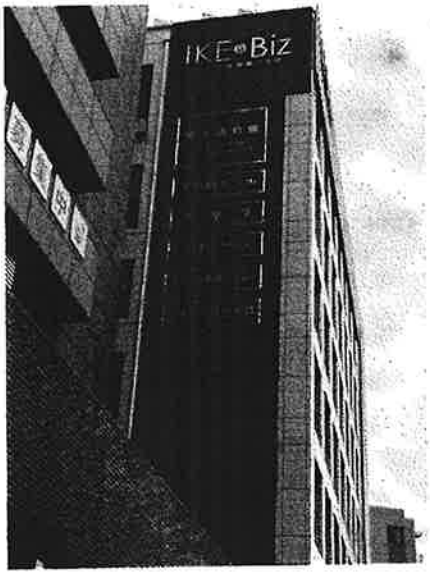
特に

- 行政への働きかけの線引き
- ハラスメントへの配慮
- SNS 発言のリスク
- 政務活動費の証拠管理

などは、日常の議員活動に直結する重要な内容であると感じた。

議員は地域社会の代表として高い倫理観が求められており、今後も法令遵守と公正な議員活動に努めていく必要がある。





ハラスメント防止条例の作り方

令和８年１月28日　14:00～17:00

東京都豊島区西池袋２－37－４

池袋産業振興会館

講師：(株) 広瀬行政研究所　弁護士 太田椎幸

本研修では、地方議会におけるハラスメントの実態や、ハラスメント防止条例を制定する際の考え方、条例設計の具体的なポイントについて学んだ。近年、政治分野においてもハラスメント対策の必要性が強く指摘されており、議会としても適切な制度整備が求められている。

1　国の法令におけるハラスメント規律

現在、ハラスメントに関する主な法律は以下のとおりである。

(1) パワーハラスメント

労働施策総合推進法において、事業主は職場における優越的な関係を背景とした言動により労働者の就業環境が害されないよう、相談体制の整備など必要な措置を講じる義務を負う。

パワーハラスメントの判断には、主に次の３要件が示されている。

・優越的関係を背景とした言動であること

・業務上必要かつ相当な範囲を超える行為であること

・就業環境を害する行為であること

(2) セクシュアルハラスメント

男女雇用機会均等法において、職場での性的な言動により労働条件の不利益や就業環境の悪化を招かないよう、事業主は相談体制の整備等の措置を講じる義務を負う。

(3) マタニティハラスメント等

育児・介護休業法において、妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いや嫌がらせが生じないよう、職場環境の整備が義務付けられている。

2　ハラスメント規定の保護対象

これらの法律は「労働者」を保護対象としている。

労働者とは、使用者の指揮命令下で働き、賃金の支払いを受ける者を指す。

したがって、議員は労働者に該当しない。

この点が極めて重要である。

すなわち、

・議員自身は法律による直接的な保護対象ではない

・一方で議員が加害者となる可能性がある

という構造である。

3　政治分野におけるハラスメント対策

議員に対するハラスメント問題に対応するため、「政治分野における男女共同参画推進法」においては、国および自治体に対し、研修の実施や相談体制の整備等を求めている。

4　条例制定が必要な理由

地方議会において条例が必要とされる主な理由は以下のとおりである。

① 議員の行為への規律が不明確である

労働法は議員を直接対象としていないため、議員によるハラスメントの取扱いが曖昧である。

② 議員特有の問題が存在する

議員と職員の関係においては、調査が困難であり、行為者が議員である場合、組織的対応が難しいという課題がある。

③ 組織としての姿勢を明確にする必要がある

条例により、ハラスメントを許さないという規範意識を明確にし、議会の信頼性向上につなげる必要がある。

5　議会における主なハラスメント類型

条例では主に以下の関係性を想定する。

① 議員から職員へのハラスメント

最も問題となりやすい類型である。

② 職員から議員へのハラスメント

現行法では十分に規律されていない領域である。

③ 議員同士のハラスメント

政治的対立が過度にエスカレートした場合に発生する。

④ 有権者から議員へのハラスメント

誹謗中傷等のいわゆる政治ハラスメントである。

6　政治分野におけるハラスメントの実態

内閣府の調査によれば、地方議員の 42.3%が何らかのハラスメントを経験している。女性議員に限ると 57.6%に達する。

また、立候補を検討していた者の 61.8%がハラスメントを経験しているとの結果も示されている。

これらの状況から、ハラスメントは政治参加を阻害する重大な要因であるといえる。

7　条例設計の基本

条例制定にあたっては以下の点を検討する必要がある。

① 規律対象

主な類型は以下のとおりである。

1　議員のみ

2　議員および首長

3　議員・首長・職員（全庁型）

4　政治分野全体（候補者や支援者を含む）

② 目的規定

条例の目的としては、個人の尊厳の尊重、良好な職場環境の確保、市民から信頼される議会の実現等を明記する例が多い。

③ ハラスメントの定義

条例では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメント、性的指向・性自認に関するハラスメント等を定義する場合がある。

8　相談・調査体制

条例には以下の仕組みを整備することが重要である。

① 相談窓口

議会事務局、総務部門、外部専門家（弁護士等）などが想定される。特に外部窓口の設置が望ましい。

② 調査組織

議員による審査会、外部有識者委員会、議員と専門家の混成組織などがある。公平性確保の観点から、第三者委員会方式の採用が増加している。

③ 不利益取扱いの禁止

相談を行ったことを理由として、人事上の不利益や不当な取扱いを受けないよう、明確に規定する必要がある。

9　条例設計における重要な留意点

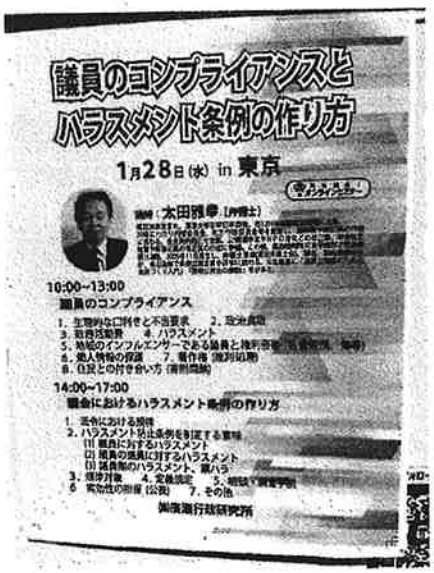
条例設計において最も重要なのは、正当な議員活動を萎縮させないことである。

議員には、行政の問題点を厳しく指摘し、政策を強く批判する役割がある。そのため、正当な批判までハラスメントと評価されないよう、定義および運用について慎重に設計する必要がある。

まとめ

ハラスメント防止条例は、職員の尊厳を守り、公正な議会運営を確保し、市民から信頼される議会を実現するために不可欠な制度である。

一方で、議員の正当な政治活動を不当に制約しないこと、公平かつ透明性の高い調査体制を構築することにも十分配慮する必要がある。
本研修を通じて、これらの点を踏まえた実効性ある制度設計の重要性を理解した。





様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支出日	令和８年３月24日		
費目	(1) 調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金額	39,200円

支出内容	東京都：議員に求められるネットリテラシーセミナー受講

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

様式第４号(第３条関係)

支　払　証　明　書

金　　額　39,200円

(内　訳)

支　　払　　日	8年　3月24日
支　払　内　容	議員に求められるネットリテラシー　セミナー受講
支　　払　　先	名称　高橋　寿治 住所　津山市高野山西1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

8年　3月　24日

津山市議会議員　　高橋　寿治　[redacted]

旅費計算書

議員氏名	髙橋　寿治
出張先(内容)	東京 （議員に求められるネットリテラシー　受講）
出　張　日	令和8年3月24日

日程	行程			交通手段					
月　日	乗車地		降車地	鉄道賃(JR) 基本	鉄道賃(JR) 特急等	私鉄	航空賃	バス賃等	モノレール
3月24日	津山	→	岡山						
〃	岡山	→	品川	11,000	7,100				
〃	品川	→	池袋						
〃	池袋	→	品川						
〃	品川	→	岡山	11,000	7,100				
〃	岡山	→	津山						
		→							
		→							
		→							
		→							
	小　計			22,000	14,200	0	0	0	0

合計(単位:円)

36,200 (A)

車賃（自家用車）		→			Km				
		→			Km				
	小　計			0	Km	×20円（1Kmあたりの単価）	＝	0	円

合計(単位:円)

0 (B)

交通費	(A)＋(B) ＝	36,200 円
宿泊料	14,800 円× 日＝	0 円
日当 県外	3,000 円× 1 日＝	3,000 円
日当 県内	1,700 円× 日＝	0 円
合計		39,200 円

上記出張における旅費計上額　39,200 円

（参考様式２）

8年　3月　24日

出　張　報　告　書

津山市議会議員　　髙橋　寿治 [redacted]

出張期間	令和　8年　3月　24日
出 張 先	東京都豊島区東池袋　としま区民センター
出張内容	議員に求められるネットリテラシー
応 対 者	（株）廣瀬行政研究所 廣瀬　和彦
概　　要 所　　感	別　紙

議員に求められるネットリテラシー　セミナー

令和 8 年 3 月 24 日 13:30～16:00
東京都豊島区東池袋 1-20-10　としま区民センター
(株) 広瀬行政研究所代表取締役　廣瀬　和彦

1. ネットリテラシーの意義と背景

ネットリテラシーとは、インターネット上に存在する多様な情報を正しく読み取り、その内容を踏まえて適切な判断や行動を行う能力を指す。

近年、ネットリテラシーの重要性が高まっている背景には、以下の要因がある。

- インターネット利用率が全世代で平均 8 割以上と非常に高い水準にあること
- SNS の普及により、炎上やトラブルが頻発していること
- インターネット上に情報が氾濫し、真偽の判断が困難になっていること

特に、年齢別に見ても 13 歳から 69 歳までの各層で利用率は 9 割を超えており、社会全体においてインターネットが不可欠な基盤となっている。一方で、高齢層では利用率が低下する傾向が見られる。

（出典：総務省「情報通信白書」）

2. 議会・議員による SNS 発信の現状

現在、多くの議員が以下の SNS を活用し、情報発信を行っている。

- Facebook
- X（旧 Twitter）
- Instagram
- YouTube
- LINE

SNS とは、利用者が情報を発信し、相互に交流することで形成されるメディアであり、議員にとっては広報・広聴の重要な手段となっている。

一方で、その影響力の大きさから、発信内容には高い責任が伴う。

3. SNS における主な侵害行為

SNS 利用において問題となる主な侵害行為は以下のとおりである。

- 名誉毀損・侮辱
- 著作権侵害
- 虚偽情報の発信

これらは民事上の責任だけでなく、刑事責任に発展する可能性もあり、議員として特に慎重な対応が求められる。

4. プライバシー権とその保護

(1) プライバシー権の概要

プライバシー権とは、「私生活上の情報をみだりに公開されない権利」であり、憲法第 13 条（幸福追求権）を根拠とする重要な権利である。

この権利は、個人の生活や情報が他者から不当に干渉されないことを保障するものである。

(2) プライバシー権の範囲

プライバシーには以下のような情報が含まれる。

- 氏名・住所・電話番号
- 個人の生活に関する情報
- 病歴や思想信条などの機微情報（センシティブ情報）

これらを無断で公開することは、不法行為として損害賠償請求や削除請求の対象となる可能性がある。

ただし、議員や首長などの公人については、その適格性を判断する必要性から、一定範囲でプライバシーの保護が制限される。

(3) 違法性が否定される場合

以下の条件を満たす場合には、プライバシー侵害であっても違法性が否定されることがある。

- 公共の利害に関する事項であること

- 公益を図る目的であること
- 表現方法が相当であること

特に議員などの公人については、資質や適格性に関わる情報は公益性が認められやすい。

(4) 具体的な注意点

①氏名・住所等の情報

住所や電話番号の公開は、第三者からの不当な接触を招く可能性があり、慎重な取り扱いが必要である。

総務省は、議員の住所について以下のような柔軟な対応を認めている。

- 自宅住所を掲載しない
- 事務所住所で代替する
- 町名までの限定公開

②センシティブ情報

病歴や家族構成などの要配慮個人情報は、原則として厳重に保護されるべきである。

公人であっても、公務との関連性がない情報については、原則として公開は許されない。

③犯罪歴等の情報

重大犯罪については報道の公共性が認められる場合があるが、時間の経過によりプライバシー侵害と評価される可能性もあるため注意が必要である。

5. 肖像権について

肖像権とは、自身の顔や姿を無断で撮影・公表されない権利である。

これは以下の２つの側面を持つ。

- プライバシー権（人格権）
- パブリシティ権（財産権）

特に SNS での写真投稿においては、本人の同意の有無を十分確認する必要がある。

6. 名誉毀損とその例外

名誉毀損は、他人の社会的評価を低下させる行為であり、刑事・民事双方の責任が生じ得る。

ただし、以下の条件を満たす場合には処罰されない場合がある。

- 公共性がある
- 公益目的である
- 内容が真実である、または真実相当性がある

7. 信用毀損罪・業務妨害罪

虚偽の情報を流布し、企業や個人の経済的信用を低下させた場合、信用毀損罪や業務妨害罪が成立する可能性がある。

（刑法第 233 条）
→ 3 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金

8. SNS 利用における判例からの教訓

SNS 上の行為は、投稿だけでなく「いいね」などの反応も法的責任を問われる可能性がある。

実際に、他者の中傷投稿に「いいね」をした行為について、名誉感情の侵害が認められ、損害賠償が命じられた事例がある。

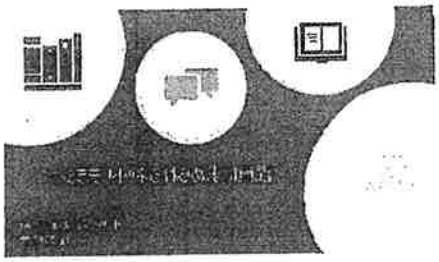
このことから、議員は発信だけでなく、反応行為についても慎重であるべきである。

9. まとめ

本研修を通じて、議員に求められるネットリテラシーは以下の点に集約される。

- 情報の真偽を見極める能力
- 発信内容に対する法的責任の理解
- プライバシーや人権への配慮
- SNS 上の行動全般に対する慎重な姿勢

SNS は有効な情報発信手段である一方で、一つの投稿が大きな社会的影響を及ぼす可能性を持つ。議員としての立場を踏まえ、常に高い倫理観と責任感をもって活用することが重要である。





（参考様式１）

（　　７年度）

費目別一覧表

費目名　研修費

年 月 日	支出内容	支出額	備　考
7. 5 . 14	セミナー受講料	25,000 円	
7. 7 . 15	セミナー受講料	25,000 円	
7. 10 . 14	セミナー受講料	25,000 円	
8. 1 . 27	セミナー受講料	25,000 円	
8 3 . 24	セミナー受講料	15,000 円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
合　計		115,000 円	

※費目ごとに各支出伝票を整理し、その表紙としてご活用ください。

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　7年　5月 14 日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	25,000 円

支出内容	セミナー受講料

領収書等塗付欄（支払い証明書などは裏に添付のこと。）

領収書

2025年4月28日

髙橋 寿治　　様

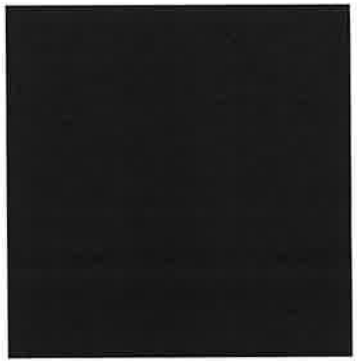
金額

￥25,000

但　2025年5月14日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支出日	令和　7年　7月 15 日		
費目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　8　事務所費	金額	25,000 円

支出内容	セミナー受講料

領収書等塗付欄（支払い証明書などは裏に添付のこと。）

領収書

2025年7月1日

高橋 寿治　　様

金額

￥25,000

但　2025年7月15日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支出日	令和　7年　10月14日		
費目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金額	25,000円

支出内容	セミナー受講料

領収書等塗付欄（支払い証明書などは裏に添付のこと。）

領収書

2025年10月6日

髙橋 寿治　　様

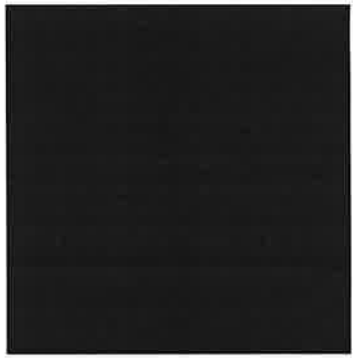
金額

￥25,000

但　2025年10月15日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　８年　１月 27 日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	25,000 円

支出内容	議員のコンプライアンスとハラスメント条例セミナー受講料

領収書等塗付欄（支払い証明書などは裏に添付のこと。）

領収書

2026年1月16日

髙橋 寿治　　様

金額

￥25,000

但　2026年1月28日セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530

[redacted]

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　8年　3月24日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	15,000円

支出内容	議員に求められるネットリテラシーセミナー受講料

領収書等塗付欄（支払い証明書などは裏に添付のこと。）

領収書

2026年3月12日

髙橋 寿治　　様

金額

￥15,000

但　2026年3月24日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



（参考様式１）

（　　７年度）

費目別一覧表

費目名　広報費

年 月 日	支出内容	支出額	備　考
7. 12. 26	議会報告印刷費	77,220円	
8. 3. 31	封筒印刷費	33,000円	
8. 3. 31	議会報告印刷費	100,100円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
・　・		円	
合　　計		210,320円	

※費目ごとに各支出伝票を整理し、その表紙としてご活用ください。

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　7年12月　26日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	77,220円

支出内容	議会報告印刷費

領　収　証

市議会議員
高橋としはる　様　　R7年12月26日

金額			¥	7	7	2	2	0	円也

税抜　70200
消費税10%　7020

但し 議会報告代（2600部）として
上記の金額正に領収いたしました

現　金	9
小切手	
手　形	

[redacted]
片岡製本印刷株式会社
津山市高野山西2115-17
TEL (0868) 26-5333(代)
FAX (0868) 26-5331

取扱者印 [redacted]

金額訂正したもの又は取扱者印なきものは無効

高橋としはる

Vol.07
発行：令和7年11月30日
議会報告

発行責任者
高橋としはる
津山市高野山西1559
TEL.(0868)26-5311



はじめに

厚生委員長を拝命して以来、年間4回の定例会で所管事務の審査を進めてまいりました。

本年4月には、以下の厚生委員会所管計画が示されました。

- 第3次地域福祉計画
- 第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 津山市障害者計画（第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）
- 第2次いのち支える津山市自殺対策計画
- 第3次健康つやま21（健康増進計画・食育推進計画）

担当課からの説明、市民団体との懇談を通じて理解を深め、現場の声を政策提案に生かすべく、毎月勉強会を重ねています。取り組みの経過は次回ご報告いたします。



6月定例会　主なQ&A

Q さくらまつりの有料駐車場利用者にお土産チケット配布の考えは？

A 経済効果が期待できるが、駐車場運営者間の調整や混雑による課題もあり。来訪者サービス向上と地域消費拡大策を検討する。

Q アルネ・津山3階の空きスペースに行政機関移転の考えは？

A 全国の事例を参考にし、津山街づくり株式会社と連携して解消に努める。

（※質問内容には具体的に触れられず）

Q 城東・城西地区に自動運転バス導入の考えは？

A 国の動向や技術開発に注視し、導入の可能性を模索する。

Q ICT教育開始4年目、学校間格差の受け止めは？

A 格差を把握しており、是正と底上げを図る。先進校視察や研修会を通じ情報共有し、児童生徒が主体的にICT活用できる授業づくりを進める。

9月定例会　主なQ&A

Q 設置から30年以上経過した学校プールは？

A 小学校19校、中学校7校。

Q 設置から50年以上経過したプールは？

A 東小学校、清泉小学校、広野小学校、新野小学校、広戸小学校、勝加茂小学校、勝北中学校。

Q 今後の学校プールの維持方針は？

A 新設には1基約3億円かかるため、少子化の進行を踏まえ1校1プールの維持は現実的で

なく、見直しを検討する。

Q令和5年度の行財政効果は？

A歳入確保により5億7，863万円の効果。

ふるさと津山サポート寄付金	5億1，925万円
企業版ふるさと納税	2，205万円
普通財産等の売却	1，863万円
旧苅田家施設コンセッション方式	225万円

12月定例会　主なQ＆A

Q映画館開設に向けた検討は？

A有利な財源確保が課題であり、引き続き検討する。

Q今後の農業ビジョンは？

Aブドウの産地化や地域ブランド化推進、耕作放棄地抑制、農業ビジネスモデル構築に努める。

Q「学びの多様化学校」の設立に向けた動きは？

A令和8年度設置に向け、場所選定や特例教育課程準備を進める。

Q義務教育を取り巻く環境変化への対応は？

Aきめ細かな指導支援により改善を図りつつ、児童生徒が安心して学び生活できる楽しい学校づくりに尽力する。

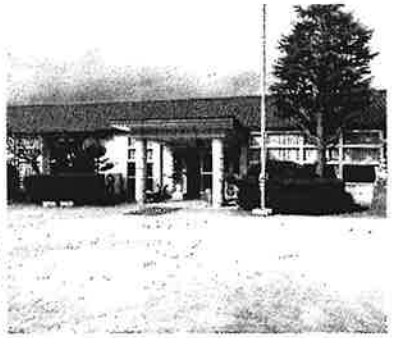


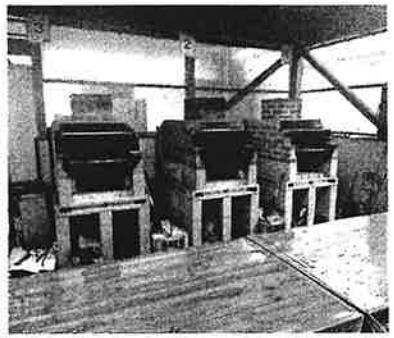


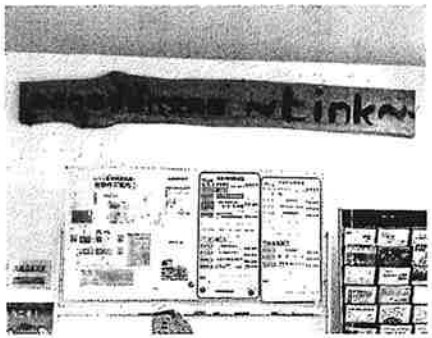
視察報告

群馬県みどり市　朝日小学校の利活用事例

茨城県石岡市　大間々小学校の利活用事例









結びに

皆様のご支援のおかげで2期目も活動を続けることができています。

西医院東側通学路路側帯の拡幅工事が完了し、子どもたちの安全登校に貢献できました。その他の通学路点検修復も順次進行中です。

また、高倉地区寄松池周辺の道路改修、高野ダイハツ北の道路拡幅も、皆様からのご要望を受け、実現することができました。

小さなことでも結構ですので、これからもお気軽にお声をお寄せください。









様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支出日	令和　8年　3月　31日		
費目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　8　事務所費	金額	33,000円

支出内容	封筒印刷費

領　収　証

収入印紙

市議会議員
高橋としはる　様　R8年3月31日

金額			¥	3	3	0	0	0	円也

税抜　30,000
消費税 10%　3,000

但し　封筒代として(2,000枚)
上記の金額正に領収いたしました

現金	○
小切手	
手形	

[redacted]
片岡製本印刷株式会社
津山市高野山西2115-17
TEL (0868) 26-5333
FAX (0868) 26-5331
[redacted]
T3-2600-0101-9647

取扱者印 [redacted]

金額訂正したもの又は取扱者印なきものは無効

料金別納
郵便

郵便区内特別

□□□-□□□□

高橋としはる事務所

〒708-1124　津山市高野山西1559

TEL.(0868)26-5311　携帯 090-2290-5875

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　８年　３月　31 日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	100,100 円

支出内容	議会報告印刷費

領　収　証

市議会議員
高橋ヒレはる　様　R8年3月31日

金額	¥	1	0	0	1	0	0	円也

税抜 91,000
消費税10% 9,100

但し 議会報告 vol.8 代として(@600部)
上記の金額正に領収いたしました

現　金	○
小切手	
手　形	

[redacted]
片岡製本印刷株式会社
津山市高野山西2115-17
TEL(0868)26−5333
FAX(0868)26−5331
T3-2600-0101-9647

取扱者印 [redacted]

金額訂正したもの又は取扱者印なきものは無効

令和７年度

議会報告

津山市議会議員

高橋としはる



Vol.08
発行：令和８年４月20日
議会報告

発行責任者
高橋としはる
津山市高野山西1559
TEL.(0868)26-5311

市政の課題を「是々非々」でチェックし、市民目線で提言しています

ごあいさつ

先の市長選挙では40歳の新市長が誕生しました。
私自身は前市長を応援していた立場として残念な結果ではありましたが、市民の皆様の民意を真摯に受け止め、今後の市政運営をしっかりと見ていきたいと思います。
新市長からは従来政策の継続も示されています。
美作大学の公立化をはじめ重要課題の動向に注視しながら、期待も込めつつ是々非々の立場で議会活動に取り組んでまいります。
また残り１年となりました厚生委員長としての職務も責任をもって務めてまいります。
今後とも皆様のご意見をお聞かせください。



行政視察



セミナー参加



展示会視察

印西市、秩父市、境町　会派行政視察





教育総合展、自治体公共展視察

定例会　市政の課題を質問しました

3月定例会

- **美作大学の今後**
 →公立化も含め検討を進める必要
- **学びの多様化学校**
 →小学校敷地内に中学校分教室として設置予定
- **災害対策本部の体制**
 →マニュアルを整備し職員配置を明確化
- **交通空白地域対策**
 →国のプラットフォーム参加を検討
- **アルネ・津山の子どもの遊び場**
 →3階に安全配慮した屋内遊び場を試行
- **津山駅北口デジタル化**
 →デジタル広告で交通誘導・駐車場案内
- **グリーンヒルズ大型遊具**
 →子どもの意見も聞きインクルーシブ遊具検討
- **農地の維持対策**
 →「農地バンク制度」を創設し担い手へマッチング

6月定例会

- **映画館開設の可能性**
 →財源・運営を含め研究継続
- **観光客向けお土産チケット提案**
 →実施方法など課題整理し検討
- **文化団体への支援**
 →文化連盟補助・基金助成などで支援
- **勝北運動公園プール跡地活用**
 →BMX・スケートボード施設の提案





筑紫野市、宇部市　委員会視察

９月定例会

- **ふるさと納税**
 →過去最高　10億9,914万円
- **映画館設置の進展**
 →財源確保など課題整理し検討継続
- **清泉小・成名小の学校統合**
 →令和９年４月統合予定
- **学びの多様化学級**
 →鶴山中学校内に市独自で設置
- **道徳授業の内容**
 →思いやり・命の尊さなどを議論する授業

12月定例会

- **行財政改革の成果**
 →効果額　７億9,734万円
- **津山市の財政状況**
 →基金残高見込み　13億８,000万円
- **いじめ相談状況**
 →教職員への相談が最多
- **いじめ解消の取り組み**
 →保護者を含めた話し合いを実施
- **学びの多様化の学級の準備状況**
 →個別面談・体験入級を開始
- **小学生対象の多様化学校**
 →まずは中学生で検証



議会改革に向けたセミナー受講

活動報告

【 委員会活動 】

厚生委員長として

福祉政策　子育て支援　教育環境　地域医療

など市民生活に関わる課題に取り組んでいます。

【 今後取り組む主な課題 】

美作大学公立化　学びの多様化学校　交通空白地域対策

農業・農地課題　子どもの遊び場整備　地域文化振興

おわりに

市政において大切なのは、「できない理由」を並べることではなく、「どうすれば実現できるか」を考え、行動することだと私は考えています。

これまで現場の声を受け止めながら、教育、福祉、まちづくりなど様々な分野で提案を行ってきました。

現在、津山市では新たな可能性につながる取り組みも動き始めています。

にぎわいの創出や、子どもたちの体験機会の充実など、これからのまちに必要なテーマについて、民間の力も活かしながら具体化に向けて取り組んでいます。

実現のためには、行政としての支援のあり方も含め、現実的な議論と決断が求められます。

私は、必要なことにはしっかりと向き合い、前に進める役割を果たしていきます。

６月定例会では、新たな市政方針が示されます。その内容をしっかりと見極めながら、是々非々の立場で、津山市の未来に責任を持つ政治を進めてまいります。

「このまちをもっと良くしたい」その思いを形にするために、これからも全力で取り組んでまいります。

引き続き、皆様のご意見・ご支援をよろしくお願いいたします。

市民の皆様へ

市政は市民の皆様の声によって動きます。

これからも現場の声を大切にしながら、津山市の未来のために努力してまいります。

ご意見・ご要望がありましたらお気軽にお聞かせください。

連絡先

住　所　津山市高野山西1559

電　話　090-2290-5875

メール　[redacted]

SNS

LINE　インスタグラム

（参考様式１）

（　　７年度）

費目別一覧表

費目名　　公聴費

年 月 日	支出内容	支出額	備　考
7.4.9	「県北サミット」４月定例会費	5,000円	
7.5.7	「県北サミット」５月定例会費	5,000円	
7.6.3	「県北サミット」６月定例会費	5,000円	
7.7.15	「県北サミット」７月定例会費	5,000円	
7.8.23	「県北サミット」８月定例会費	5,000円	
7.9.18	「県北サミット」９月定例会費	5,000円	
7.10.28	「県北サミット」10月定例会費	5,000円	
7.11.28	「県北サミット」11月定例会費	5,000円	
7.12.29	「県北サミット」12月定例会費	5,000円	
8.1.23	「県北サミット」１月定例会費	5,000円	
8.2.17	「県北サミット」２月定例会費	5,000円	
8.3.23	「県北サミット」３月定例会費	5,000円	
合　　計		60,000円	

※費目ごとに各支出伝票を整理し、その表紙としてご活用ください。

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　7年　4月9日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　(広聴費) 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	5,000円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿

★　￥5,000－

担　　4月分会費

R7年 4月 9日　上記正に領収いたしました

津山市 [redacted]

県北サミット [redacted]

会長　野竹秀樹

収入印紙

内訳

税率　％	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率　％	金額(税抜・税込)	消費税額等

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　７年　５月７日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	5,000 円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿

★　￥５，０００ －

担　　5月分会費

R7年 5月 7日　上記正に領収いたしました

津山市[redacted]

県北サミット[redacted]

会長 野竹 秀樹

収入印紙

内訳			
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支出日	令和　7年　6月3日		
費目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　8　事務所費	金額	5,000円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿

★　￥5,000－

担　6月分会費

R7年 6月 3日 上記正に領収いたしました

津山市[redacted]

県北サミット[redacted]

会長 野竹 秀樹

収入印紙

内訳			
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　7年　7月 15 日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	5,000 円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿

★　￥5,000 －

担　　7月分会費

R7年 7月 15日　上記正に領収いたしました

津山市[redacted]

県北サミット[redacted]

会長　野竹 秀樹

収入印紙

内訳

税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　7年　8月23日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	5,000円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿

★　￥5,000－

担　　8月分会費

R7年 8月 23日　上記正に領収いたしました

収入印紙	内訳		
	税率　％	金額(税抜・税込)	消費税額等
	税率　％	金額(税抜・税込)	消費税額等

津山市[redacted]

県北サミット

会長　野竹秀樹

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　7年　9月18日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	5,000円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿

★　￥5,000－

担　　9月分会費

R7年 9月 18日　上記正に領収いたしました

津山市 [redacted]

[redacted]

県北サミット

会長　野竹 秀樹

収入印紙

内訳

税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　7年　10月28日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	5,000円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿＿

★　￥5,000－

担　　10月分会費

R7年10月28日　上記正に領収いたしました

津山市 [redacted]

[redacted]

県北サミット [redacted]

会長 野竹秀樹

収入印紙

内訳

税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　7年　11月 28 日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	5,000 円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿＿

★　￥5,000 －

担　　11月分会費

R7年 11月 28日　上記正に領収いたしました

津山市[redacted]

県北サミット

会長　野竹 秀樹

収入印紙

内訳

税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等

様式第3号(第4条関係)

支　出　伝　票

支出日	令和　7年　12月29日		
費目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　4　(広聴費) 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　8　事務所費	金額	5,000円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋寿治　様　No.＿＿＿＿

★　￥5,000－

担　12月分会費

R7年12月29日　上記正に領収いたしました

津山市[redacted]

県北サミット[redacted]

会長 野竹秀樹

収入印紙

内訳

税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
%		
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
%		

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支出日	令和　8年　1月 23 日		
費目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　8　事務所費	金額	5,000 円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿＿

★　￥5,000－

担　1月分会費

R8年 1月 23日　上記正に領収いたしました

津山市[redacted]

県北サミット

会長 野竹 秀樹

収入印紙

内訳

税率　%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率　%	金額(税抜・税込)	消費税額等

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　8年　2月 17日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	5,000 円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿

★　￥5,000 －

担

2月分会費

R8年 2月 17日　上記正に領収いたしました

津山市[redacted]

県北サミット[redacted]

会長　野竹 秀樹

収入印紙

内訳			
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等

様式第３号(第４条関係)

支　出　伝　票

支　出　日	令和　8年　3月23日		
費　　目	1　調査研究費、要請・陳情活動費 2　研修費、会議費 3　広報費　　4　広聴費 5　資料作成費　6　資料購入費 7　人件費　　8　事務所費	金　　額	5,000円

支出内容	「県北サミット」定例会費

領収証

津山市議会議員　高橋 寿治　様　No.＿＿＿＿＿

★　￥5,000－

担　　3月分会費

R8年 3月 23日 上記正に領収いたしました

津山市[redacted]

県北サミット[redacted]

会長　野竹秀樹

収入印紙

内訳			
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等